

事務連絡

令和5年3月10日

地区及び職域薬剤師会 担当者 各位

公益社団法人東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会から通知がありましたので、貴会会員へのご周知をよろしくお願いいたします。



日薬業発第462号

令和5年3月6日

都道府県薬剤師会会長

日本薬剤師会

会長 山本 信夫

(会長印省略)

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、同医薬品審査管理課長、同監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

爆発物の原料となりうる劇物等の適正な管理等の徹底につきましては、令和4年9月30日付け日薬業発第242号他にてお願いのとおりです。

本通知は、近年においても依然として、劇物が偽名を用いて一般消費者に販売されていた事案、インターネットで硝酸カリウムを入手するなどして黒色火薬を製造した事案、ホームセンター等で過酸化水素を含有する家庭用製品を入手するなどして爆発物を製造した事案等が検挙されていること、また、G7広島サミット及び関係閣僚会合等が予定されている中、爆発物を製造・使用する事案の発生が懸念されていることから、あらためて爆発物の原料となり得る11品目の化学物質について、譲渡手続き・交付制限の遵守、適切な保管管理、安全な取扱いに不安があると認められる場合の販売自粛、盗難又は紛失が発生した際の対応等に加え、身分証明書等による本人性の確認や使用目的の確認等を求めるものです。また、劇物・劇薬に該当しない家庭用製品についても、大量・不自然な購入等に関しての留意が求められていますので、申し添えます。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、当該対応につき格別のご配慮を賜りたく、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添> (略)

- ・ 爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇